

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平均寿命の延伸により、わが国は世界有数の長寿国になる一方で、高齢化や生活習慣の変化により、疾病構造が変化してきました。また、少子高齢化が急速に進む中、医療費や介護給付費等の社会的負担の増加も深刻な問題となっています。これらを受け、国では平成12年（2000年）に「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を開始しました。平成25年（2013年）からの「健康日本21（第二次）」では、健康寿命は着実に延伸したものの、生活習慣病の発症予防に関連する指標が悪化したほか、健康増進に関連するデータの見える化・活用が不十分であることなどの課題が浮かび上がりました。それらを踏まえ、令和6年度（2024年度）から12年間を計画期間とする「健康日本21（第三次）」では、健康に関心の薄い人を含め無理なく健康な行動をとれるような環境づくりの推進、個人の健康情報の見える化・利活用等、「誰一人取り残さない健康づくり」「より実効性をもつ取組の推進」に取り組むこととされています。

食育については、平成17年（2005年）に食育に対する基本理念を定めた「食育基本法」が施行され、翌年に「食育推進基本計画」が策定されました。令和3年（2021年）に策定された「第4次食育推進基本計画」では、「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」「持続可能な食を支える食育の推進」「『新たな日常』やデジタル化に対応した食育の推進」を重点事項としています。

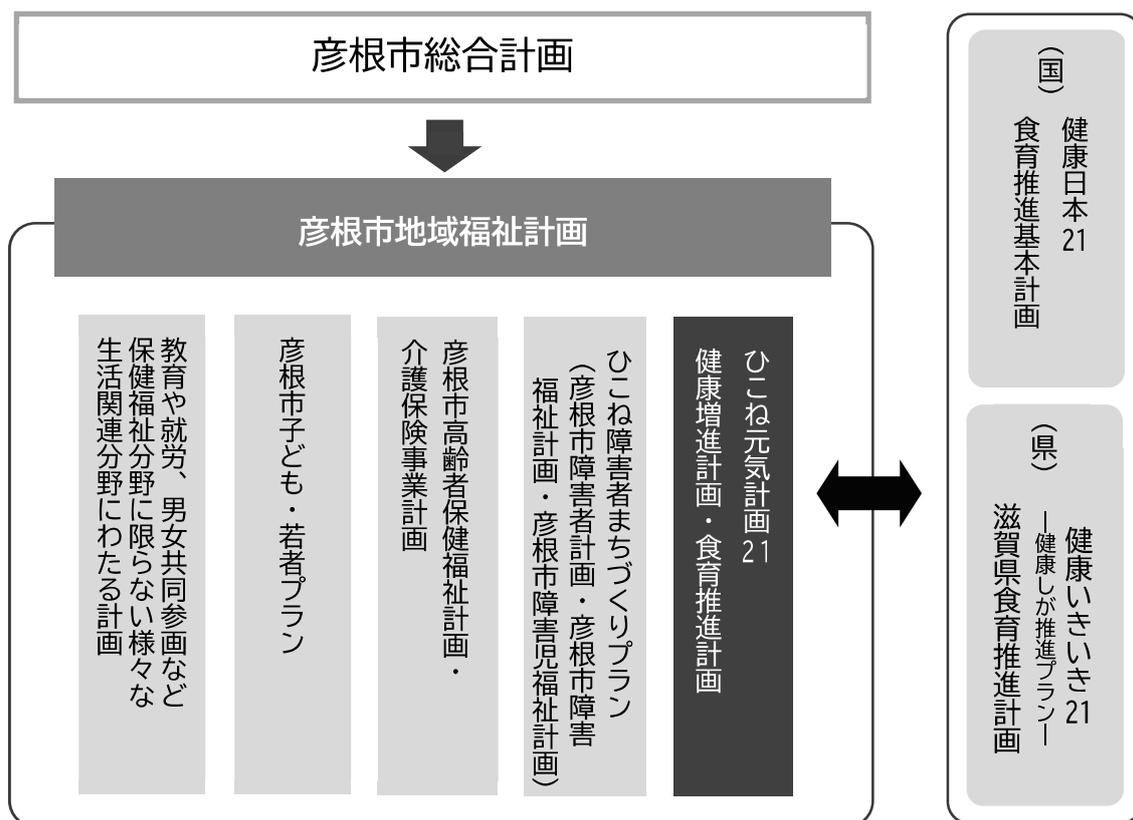
滋賀県においては、平成13年（2001年）に「健康いきいき21－健康しが推進プラン－」が策定され、平成30年（2018年）に「健康いきいき21－健康しが推進プラン－（第2次）」が改定されました。食育に関しても、平成19年（2007年）に「滋賀県食育推進計画」、平成25年（2013年）に「滋賀県食育推進計画（第2次）」、平成30年（2018年）に「滋賀県食育推進計画（第3次）」が策定され、各種取組が進められています。

本市では、平成31年（2019年）に「ひこね元気計画21（第3次）」（以下「前計画」という。）を策定し、「市民の健康寿命の延伸」、「地域と人を育む食の推進」を目標として取組を進めてきたところです。前計画が令和5年度（2023年度）に終了することから、取組の評価を行うとともに、近年の社会情勢や国・県の動向を踏まえつつ、「ひこね元気計画21（第4次）」（以下「本計画」という。）を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、健康増進法第8条の規定に基づく「市町村健康増進計画」および食育基本法第18条の規定に基づく「市町村食育推進計画」にあたるもので、福祉分野の上位計画である「彦根市地域福祉計画」、その他各種関連計画や国・県の計画との整合を図りながら、本市の最上位計画である「彦根市総合計画」の個別計画として定めるものです。

■計画の位置付け



3 計画の期間

計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とします。

また、国や県の方針、社会情勢の変化等により計画の変更が必要となった場合には、随時計画の見直しを行います。

4 SDGsとの関連

SDGsとは、持続可能な社会をつくるための国際社会共通の目標です。平成27年（2015年）「国連持続可能な開発サミット」において採択され、令和12年（2030年）までに持続可能で、よりよい世界をめざす国際目標として17のゴールと169のターゲットを定めています。

誰一人として取り残さない社会の実現をめざすSDGsの理念は、誰もが元気で心豊かに過ごせるまちづくりを進めていこうとする健康づくりの考え方と共通するものとなっています。そのため、本計画においても、特に関連が深い項目である「目標3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する」の実現をめざし、計画全体を通して取り組んでいくものとしします。

